



八 監 第 4 2 4 号

令 和 5 年 1 月 2 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和4年度監査（選挙管理委員会事務局）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和4年12月28日付け八監第382号により提出した令和4年度監査（選挙管理委員会事務局）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により選挙管理委員会委員長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
選挙管理委員会事務局	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手續について</p> <p>【所見】</p> <p>購入価格が 10,000 円未満の物について、八千代市財務規則（平成 8 年八千代市規則第 15 号）第 268 条第 1 項の規定により、購入価格が 10,000 円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な物品管理事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>購入価格が 10,000 円未満の物品につきましては、備品から消耗品に移し替えし、該当物品を備品台帳から削除いたしました。</p> <p>今後につきましては、物品の分類替えについて会計管理者に通知するとともに、八千代市財務規則に基づき、適切な物品管理事務を行ってまいります。</p>